

# 医療費通知（医療費のお知らせ）を 医療費控除に活用する予定の人へ （国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者）

保健医療課国保年金係 ☎0824・73・1158

市・県民税（住民税）申告や確定申告で医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を添付する必要がありますが、「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記入を一部省略できます。

## 【医療費通知の送付時期】

「医療費通知（医療費のお知らせ）」は、「国民健康保険」と「後期高齢者医療制度」に加入している人へ、次の時期に届きます。

### ▼国民健康保険

1～10月診療分 2月上旬  
11・12月診療分 3月上旬

### ▼後期高齢者医療制度

1～10月診療分 1月末  
11・12月診療分 3月中旬

## 【11・12月診療分の控除を受けるには】

「11・12月診療分」の通知は申告の時期に間に合わない場合があります。

また、医療機関からの請求が遅れている場合や、再審査となっている場合などは、診療情報が通知に記載されない場合があります。

それらの場合、該当の医療費控除を受けるためには、医療機関の領収書などに基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付して申告する必要があります。

※「医療費控除の明細書」の様式は市役所にあります。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。



※医療費の領収書は、確定申告などの期限から5年間保存する必要があります。

## 【問い合わせ】

### ▼国民健康保険加入者

保健医療課国保年金係  
☎0824・73・1158

### ▼後期高齢者医療制度加入者

《1月まで》  
保健医療課医療予防係  
☎0824・73・1155

### 《2月から》

広島県後期高齢者医療広域連合  
（コールセンター）  
☎050・3613・9684

# 令和6年1月から産前産後期間における 国民健康保険税の免除制度が始まります

保健医療課国保年金係 ☎0824・73・1158

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などの観点から、出産する被保険者の産前産後期間の国民健康保険税の免除制度が開始されます。

## 【対象者】

国民健康保険の被保険者で、令和5年11月以降に産出する人または出産した人。

※妊娠85日以上であれば、死産・流産（人工妊娠中絶を含む）・早産の場合も対象です。

## 【免除期間】

出産予定月または出産月の前月から4カ月間の所得割額・均等割額

※多胎出産の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間  
※制度開始が令和6年1月のため、令和6年1月以降の期間のみが免除対象となります。

## 【例】

令和5年12月に1人を出産した場合  
・産前産後期間  
令和5年11月～令和6年2月  
・実際に免除される期間  
令和6年1月～2月

※国民健康保険税は年度ごとに賦課されるため、免除該当期間が年度をまたいだ場合、それぞれの年度の保険税が免除されます。（申請書は一枚のみ）

## 【例】

令和6年3月に1人を出産する場合  
（免除該当期間：令和6年2月～5月）

- 令和6年2・3月分
- 令和5年度の保険税が免除
- 令和6年4・5月分
- 令和6年度の保険税が免除

## 【申請受け付け】

出産予定日の6カ月前から

## 【手続きに必要なもの】

- 対象者の国民健康保険被保険者証
- 母子健康手帳または医療機関が発行した出産予定日を証明できる書類（出産前に申請する場合）

## 【手続き・問い合わせ】

保健医療課国保年金係  
☎0824・73・1158  
または各支所地域振興室・市民生活室